



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県企画部関係補助金等交付要綱の一部改正

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更
- ・ 保安林の指定の解除の予定
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等
- ・ 道路の区域変更について（9件）
- ・ 一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名
 政 策 調 整 課
 障 害 福 祉 課
 ”
 ”
 林 政 課
 監 理 課
 道 路 維 持 課
 警 察 本 部 会 計 課

◎ 公 告

- ・ 令和3年度情報公開制度の運用状況
- ・ 令和3年度個人情報保護制度の運用状況
- ・ 地籍調査の成果の認証
- ・ 土地改良区の役員の就退任（2件）
- ・ 土地改良区の定款変更の認可
- ・ 一般競争入札の実施
- ・ 一般競争入札の実施

県 民 セ ン タ ー
 ”
 土 地 対 策 室
 農 村 整 備 課
 ”
 監 理 課
 警 察 本 部 会 計 課

◎ 有明海自動車航送船組合公告

- ・ 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第372号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱（令和3年長崎県告示第716号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第2条関係） <u>1 政策企画課関係</u>	別表（第2条関係）

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県新モビリティサービス構築推進事業費補助金	交通事業者等が行う新たなモビリティサービスであるMaaS (Mobility as a Service) を導入し、地域住民や観光客の利便性向上を図ることを目的とする。	広域的なMaaSの導入に要する経費(システム改修費、デジタルチケット造成費、利用促進費など)	10/10以内	長崎県MaaS実行委員会
2 デジタル戦略課関係 略		次世代情報化推進室関係 略		

長崎県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
AG薬局	長崎市京泊3丁目31-6	令和4年5月1日
株式会社ヤマシタドラッグストア 宇久島薬局	佐世保市宇久町平2198-5	令和4年5月1日
健康堂薬局ふつ店	南島原市布津町乙1454-8	令和4年5月1日
いきいき調剤薬局石田	壱岐市石田町印通寺浦308-4	令和4年5月1日

長崎県告示第374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションほほえみ	長崎市日の出町4-14	令和4年5月1日
訪問ナースmwステーション マム	時津町西時津郷471 コーポエミー2F	令和4年5月1日
合同会社 coming 訪問看護・介護ステーション 幸	佐々町小浦免219番地8	令和4年5月1日

長崎県告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
日浦病院	長崎市下黒崎町1402	令和4年5月1日
青洲会病院	平戸市田平町山内免612-4	令和4年5月1日

長崎県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ひまわり薬局 時津店	時津町浜田郷695-6	令和4年5月1日

長崎県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市矢の平4丁目7番4号 コーポM203	令和3年9月10日
旧	ピエテ訪問看護ステーション	長崎市上銭座町11-27 コーポ橘103号室	

長崎県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 解除予定保安林の所在場所
長崎市星取一丁目133の1（次の図に示す部分に限る。）、844の6、844の8
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第379号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

骨材需要動向調査業務委託
（委託業務番号 4監第20号）

2 競争入札の資格要件

- (1) 九州内に営業所等を置くものであること。
- (2) 平成29年度以降において、地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする委託契約の実績が2件以上ありその内容を証明するものを提出した者

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度とし知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (9) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条、又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画、又は再生計画の認可が決定された者を除く。）

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項**3の要件****5 資格審査申請の時期**

この告示の日から、令和4年6月8日（水）までの間（長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、来所する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

6 資格審査申請の方法**(1) 申請書の入手方法**

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、下記のホームページからダウンロードし入手することもできる。

長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参し提出すること。なお、提

出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとするが、以下のクの添付資料については、この限りではない。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び所在地の市町村長が発行する住民票

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第3号）

キ 口座振替申込書（様式第4号）

ク 業務実績表（様式第5号）

2に掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2に掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

(3) 申請書の交付及び提出場所

長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3018（直通）

FAX 095-894-3460

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(6) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出は可とする。ただし、令和4年6月8日午後5時必着とする。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第7号）により令和4年6月13日に通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

9 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第8号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

10 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相

手方である新たな事業者に承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第9号）に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合、又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

11 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

12 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

- (2) 問合せ先
6(3)の部局とする。

13 その他

- (1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/index.html>
- (2) 不明な点に関する問合せ先
6(3)の部局とする。

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本社

0	0
---	---

郵便番号										
所在地										
フリガナ 商号又は名称										
フリガナ 代表者職氏名	㊟									
電話番号						Eメールアドレス				
FAX番号										

支社

0	1
---	---

郵便番号										
所在地										
フリガナ 商号又は名称										
フリガナ 代表者職氏名	㊟									
電話番号						Eメールアドレス				
FAX番号										

消費税及び地方消費税の該当する課税区分番号を記入して下さい	
1 課税	2 非課税

目 次

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 委任状（本社から支店等への委任）※必要な場合に提出
- 3 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 4 個人にあつては、次のア及びイ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び所在地の市町村長が発行する住民票
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- 5 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 6 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 7 印鑑届（様式第3号）
- 8 口座振替申込書（様式第4号）
- 9 業務実績表（様式第5号）

告示2に掲げる業務実績について記載し、実績の証明に必要な書類を添付すること。

なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日より3月以内に発行されたものとするが、上記の9の添付資料については、この限りではない。

(様式第2号)

1 誓 約 書

私は、長崎県が実施する委託業務に係る一般競争入札の参加資格申請にあたり、競争入札の参加者の資格等に関する告示（長崎県告示第379号）の3 競争入札に参加することができない者のいずれにも該当していないことを誓約します。

また、入札参加資格を取得したうちは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

2 委 任 状

商 号 又
名 称 _____

私は、 役 職 名 _____ を代理人と定め下記権限を

氏 名 _____

委任します。

- 1 競争入札参加資格審査申請に関する件
- 2 見積、入札、契約締結、変更及び解除の件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に係る請求及び領収に関する件
- 4 業務の実施に関する件
- 5 代金請求及び領収に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 その他前各号に付随する一切の件

委 任 期 間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第3号)

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

7 印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第4号)

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

8 口座振替申込書

長崎県知事 大石 賢吾 様

令和 年 月 日

長崎県の委託業務に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

預金種別
 1：普通
 2：当座
 3：別段

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別	
口座番号 (右詰で記入)		口座 名義人 (漢字)	

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)																		

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

所 在 地

印

(様式第5号)

令和 年 月 日

所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 印

9 業 務 実 績 表

発注者名	契約期間	業務名等	業務概要	契約金額 (税込み)

※当該告示の2の(2)に掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(2)に掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

(様式第7号)

資格審査結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

長崎県知事 大石 賢吾

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社（所、店）の参加資

格を審査した結果、
下記のとおり資格がある
資 格 が な い
ものと決定しました。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 登録品目（業種）
- 4 有効期間

(様式第8号)

登録番号						
------	--	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

TEL・FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更年月日	変 更 前	変 更 後

(様式第9号)

競争入札参加資格変更審査申請書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、
次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 その他

長崎県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局管理・用地課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 福江富江線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市吉田町1347番1地先から 五島市吉田町651番1地先まで	前	5.9~13.6	824.0	
	後	8.8~21.6	812.4	

長崎県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町今里郷字赤崎590番20地先から 南松浦郡新上五島町今里郷字佛崎595番1地先まで	前	26.3~40.5	19.8	
	後	21.9~32.2	19.8	

長崎県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町佐護字ミトド陰下モ東里429番1地先から 対馬市上県町佐護字大瀧口東里23番1地先まで	前A	4.5~42.3	2,602.0	
	前B	8.4~93.6	1,104.5	

	後A	4.5~42.3	2,602.0	
	後B	9.7~80.2	1,095.9	

長崎県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市高浜町2810番1地先から 長崎市高浜町2791番2地先まで	前	6.8~10.8	36.4	
	後	6.8~15.0	36.4	

長崎県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市小ヶ倉3丁目142番地先から 長崎市小ヶ倉3丁目87番1地先まで	前	19.1~21.8	55.7	
	後	19.2~27.5	55.7	

長崎県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町舟津字松手1113番2地先から 諫早市多良見町舟津字松手1114番1地先まで	前	10.8~13.2	24.1	
	後	13.1~16.0	24.1	

長崎県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 田結久山線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町697番1地先から 諫早市久山町699番5地先まで	前	11.2~18.9	94.0	
	後	12.7~22.4	94.0	

長崎県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 田結久山線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町991番3地先から 諫早市久山町979番5地先まで	前	10.4~18.3	193.4	
	後	13.9~19.1	193.4	

長崎県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 愛野島原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市上の原三丁目6499番3地先から 島原市上の原三丁目6481番1地先まで	前	19.7~40.8	6.6	
	後	18.5~18.5	6.6	

長崎県告示第389号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年6月22日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を

行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和3年度情報公開制度の運用状況（公告）

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第34条第2項の規定により、令和3年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 公文書の開示の請求の状況	
請求件数	1,048件
2 請求に対する処理状況	
(1) 開示	478件
(2) 部分開示	332件
(3) 不開示	167件
(4) 取下げ	66件
(5) 検討中	5件
計	1,048件
3 公文書の写しの交付	
(1) 用紙	35,110枚
(2) CD-R等	144枚
4 審査請求の件数及び処理状況	
(1) 請求件数	
ア 今年度	7件
イ 前年度からの繰越	7件
計	14件
(2) 処理状況	
ア 認容	0件
イ 棄却	3件
ウ 変更	4件
エ 却下	1件
オ 取下げ	1件
カ 審理中	5件
(うち 審査会諮問中)	0件)
計	14件
5 情報提供の状況	
(1) 行政資料の閲覧	724人
(2) 行政資料の写しの交付	
ア 用紙	20,211枚
イ CD-R等	246枚

令和3年度個人情報保護制度の運用状況（公告）

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第61条の規定により、令和3年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 個人情報取扱事務の登録件数	1,107件
-----------------	--------

2 個人情報の開示の請求件数及び決定状況

(1) 請求件数

ア 文書による開示の請求件数	178件
イ 口頭による開示の請求件数（全て開示）	3,125件
計	3,303件

(2) 文書による開示の請求に対する決定状況

ア 開示	17件
イ 部分開示	141件
ウ 不開示	4件
エ 不開示（公文書不存在）	16件
オ 不開示（存否応答拒否）	0件
カ 取下げ	0件
キ 検討中	0件
計	178件

3 個人情報の訂正の請求件数及び決定状況

(1) 請求件数	2件
----------	----

(2) 決定状況

ア 訂正	0件
イ 部分訂正	0件
ウ 不訂正	1件
エ 存否応答拒否	0件
オ 取下げ	1件
計	2件

4 個人情報の利用停止の請求件数及び決定状況

(1) 請求件数	2件
----------	----

(2) 決定状況

ア 利用停止	0件
イ 不利用停止	1件
ウ 存否応答拒否	0件
エ 取下げ	1件
計	2件

5 審査請求の件数及び処理状況

(1) 請求件数

ア 今年度	1件
イ 前年度からの繰越	2件
計	3件

(2) 処理状況

ア 認容	1件
イ 棄却	2件
ウ 変更	0件
エ 取下げ	0件
オ 却下	0件
カ 審理中	0件
計	3件

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
諫早市	R2年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 小船越第3	令和4年5月23日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、刈田院土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
浦 田 俊 一	壱岐市郷ノ浦町新田触28番地	浦 川 伊和雄	壱岐市郷ノ浦町里触296番地
松 本 克 浩	壱岐市勝本町立石南触400番地	鬼 塚 美 矩	壱岐市勝本町立石西触680番地
久 原 康 孝	壱岐市郷ノ浦町里触75番地	浦 田 俊 一	壱岐市郷ノ浦町新田触28番地
山 口 和 弘	壱岐市郷ノ浦町新田触1389番地	山 口 和 弘	壱岐市郷ノ浦町新田触1389番地
福 井 晃	壱岐市郷ノ浦町里触579番地	福 井 晃	壱岐市郷ノ浦町里触579番地
高 原 洋	壱岐市郷ノ浦町里触400番地	高 原 洋	壱岐市郷ノ浦町里触400番地
藤 尾 稔 治	壱岐市郷ノ浦町長峰東触36番地	藤 尾 稔 治	壱岐市郷ノ浦町長峰東触36番地
辻 川 祐 一	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触1123番地	辻 川 祐 一	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触1123番地
鬼 塚 栄 二	壱岐市勝本町立石西触691番地 3	松 本 勝 行	壱岐市勝本町立石南触495番地 5
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 本 典 文	壱岐市郷ノ浦町新田触1312番地	松 本 典 文	壱岐市郷ノ浦町新田触1312番地
山 口 泰 二	壱岐市郷ノ浦町里触290番地	山 口 泰 二	壱岐市郷ノ浦町里触290番地
松 永 敏 之	壱岐市勝本町立石仲触317番地	松 永 敏 之	壱岐市勝本町立石仲触317番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、諫早干拓土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
中 村 康 幸	諫早市赤崎町854番地	福 井 邦 明	諫早市赤崎町596番地
田 崎 二 美	諫早市森山町本村1952番地	谷 口 栄 次	諫早市森山町本村2991番地
前 田 信 久	諫早市森山町田尻799- 1	田 代 靖 教	諫早市森山町田尻714番地
永 野 定 信	雲仙市愛野町乙1710番地第 1	野 崎 英 信	雲仙市愛野町乙785番地
岩 永 等	雲仙市愛野町甲211番地 2	岩 永 等	雲仙市愛野町甲211番地 2
西 村 修	雲仙市吾妻町阿母名2922番地	西 村 修	雲仙市吾妻町阿母名2922番地
平 山 学	諫早市森山町田尻2217番地27	平 山 学	諫早市森山町田尻2217番地27
平 本 強	諫早市森山町田尻2217番地355	平 本 強	諫早市森山町田尻2217番地355
山 本 良 徳	諫早市森山町田尻2217番地347	山 本 良 徳	諫早市森山町田尻2217番地347
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 田 直 記	諫早市森山町田尻1960番地	江 川 忍	諫早市森山町田尻2217番地637
村 上 元 也	雲仙市愛野町甲 4 番地 1	林 田 直 記	諫早市森山町田尻1960番地
城 下 正 美	諫早市森山町本村2611番地 1	城 下 正 美	諫早市森山町本村2611番地 1

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年4月24日臨時総会議決）を認可した。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 平戸土地改良区
認可年月日 令和4年5月20日

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 4監第20号
- (2) 委託業務名 骨材需要動向調査業務委託
- (3) 履行場所 長崎県全域
- (4) 履行期間 150日間
- (5) 業務概要 細骨材の需要量及び供給量の現状把握を行い、これを基に将来動向を予測し、今後の県内における細骨材の需要について基礎資料を得ること。
- (6) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (7) 最低制限価格 なし
- (8) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札書の提出場所、受理期限等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第379号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第379号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札参加を希望する者は、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和4年長崎県告示第379号）に定める申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

5の部局とする。

また、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧からダウンロードし入手することもできる。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

なお、郵送による交付は行わない。

(2) 提出期限、提出方法等**ア 提出期限**

令和4年6月8日午後5時までとする。

イ 提出方法

5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限内必着とする。

ウ 申請に関する問合せ先

5の部局とする。

4 入札参加条件

(1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。

(2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住 所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名 称) 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班
(電 話) 095-894-3018
(F A X) 095-894-3460

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法等

(1) 交付期間及び場所

ア 期間 この公告の日から令和4年6月28日までの間の午前9時から午後5時まで

イ 場所 5の部局とする。なお、郵送による交付は行わない。

長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧からダウンロードし入手することもできる。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(2) 入札説明書等に対する質問

ア 提出期間 この公告の日から令和4年6月8日午後5時まで(必着)

イ 提出先 5の部局とする。

(3) 質問に対する回答

ア 回答期限 令和4年6月13日まで

イ 回答方法

(ア) 個別事項は、当該者に電送(ファクシミリ)にて回答する。

(イ) 全参加者に関する事項は、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載する。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(4) その他

ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。

イ 入札説明会は行わない。

ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送(ファクシミリ)も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送(ファクシミリ)を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受理期限等

(1) 提出場所 5の部局とする。

(2) 受理期限 令和4年6月28日 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 郵送(一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。)

(4) 入札書について

ア 入札書の首標金額は訂正することができないこと。

イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。

ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

カ 1回目の入札書の提出(郵送)については、下記のとおり2重封筒で提出すること。

(ア) 内封筒には入札書のみを入れ、封かんのうえ、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

(イ) 外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんのうえ、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担

当者の氏名、連絡先（電話及びFAX）を記入すること。

（ウ） 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。

（エ） 入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。

キ 1 回目入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。

ク 2 回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）については、入札書は封かんのうえ、封筒に委託業務番号、委託業務名、商号又は名称及び代表者名を記入すること。

ケ 2 回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 開札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟6階入札室

（期日）令和4年6月29日 午前10時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

（ア） 3,000万円以上

（イ） 3,000万円未満1,000万円以上

（ウ） 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。）

入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書（以下「申出書」という。）を3の(2)のアの提出期限までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書（以下「届出書」という。）に添えて令和4年6月9日正午までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。

入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要書類を添えて3の(2)のアの提出期限までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により3の(2)のアの提出期限必着とする。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

（ア） 3,000万円以上

（イ） 3,000万円未満1,000万円以上

（ウ） 1,000万円未満（ただし、この場合、契約金額にかかわらず、100万円を超える金額の履行証明を必要とする。）

12 2回目以降の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

2回目以降の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 競争入札参加資格を有する者のうち、落札決定の日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった者が入札したとき。
- (8) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間等
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期間
資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等

- ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間
入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - イ 上記回答期限
苦情申立があった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
 - ウ 上記回答に対する再苦情申立期間
回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）
- (3) 問合せ先
5の部局とする。
- 17 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
 - (3) その他、詳細は入札説明書による。
 - (4) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/index.html>
 - (5) 不明な点に関する問合せ先
5の部局

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借及び保守
ヘリコプターテレビシステム機上設備 1式
※詳細は入札説明書による
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和5年4月1日から令和15年3月31日まで
 - (4) 設置場所
長崎県警察本部警備部警備課航空隊
長崎県大村市今津町201番地
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第389号）に基づき、物

品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。

- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和4年6月22日（水）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和4年7月8日（金）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和4年7月14日（木）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和4年7月13日（水）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
- 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
- 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時まで不到達したとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Helicopter TV system on-board equipment 1 formula
- (2) lease period:
April 1,2023 through March 31,2033
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Air Corps
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. July 13, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. July 14, 2022
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

有明海自動車航送組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和4年5月31日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗 林 堅 一 郎

有明海自動車航送船事業の令和3年度下半期（令和3年10月1日から令和4年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数144,710台、車両収入372,234,210円、同乗旅客数107,752人、同乗旅客収入42,687,680円、一般旅客数28,459人、一般旅客収入12,221,610円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数9,559台（7.1%）の増、車両収入33,809,570円（10.0%）の増、同乗旅客数16,702人（18.3%）の増、同乗旅客収入6,208,120円（17.0%）の増、一般旅客数1,194人（4.4%）の増、一般旅客収入461,500円（3.9%）の増となる。

(2) 職員数（令和4年3月31日現在）

一般職員 9人
船舶職員 10人
合 計 19人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

○ 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

(4) 議会議決事項

○ 令和3年10月12日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和2年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

○ 令和4年3月3日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 令和4年度有明海自動車航送船事業会計予算

第2号 管理者の専決処分の報告並びに承認について

令和3年度有明海自動車航送船組合事業会計補正予算（第1号）

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 令和4年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表1

令和3年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		388,312,274		
(1)	運航収入	(705,732,593)		
		2,923,872	391,236,146	
(2)	運航雑入	(4,579,686)	(710,312,279)	
2	営業費用			
		2,736,910		
(1)	一般管理費	(5,188,963)		
		364,471,020		
(2)	運航経費	(683,933,645)		
		147,288,312	514,496,242	
(3)	運航管理費	(264,812,381)	(953,934,989)	
	営業損失			123,260,096
				(243,622,710)
3	営業外収益			
		35,999		
(1)	受取利息及び配当金	(35,999)		
		103,956,120		
(2)	他会計補助金	(190,294,555)		
		55,465,163		
(3)	長期前受金戻入	(110,844,663)		
		2,783,665	162,240,947	
(4)	雑収入	(4,627,785)	(305,803,002)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		0		
(2)	雑損失	(0)		
		17,371,673	17,371,673	144,869,274
(3)	雑支出	(17,371,673)	(17,371,673)	(288,431,329)
	経常利益			21,609,178
				(44,808,619)
				0
5	特別利益			(101,888)
				0
6	特別損失			(0)
				21,609,178
	当年度純利益			(44,910,507)
				19,001,178
	前年度繰越利益剰余金			(19,001,178)
				40,610,356
	当年度未処分利益剰余金			(63,911,685)

() は決算見込み

別表2

令和3年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（令和4年3月31日）

単位：円

資 産 の 部			
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 船 舶	3,246,415,317	
	減価償却累計額	<u>2,185,742,172</u>	1,060,673,145
	ロ 土 地		12,163,141
	ハ 建 物	762,632,208	
	減価償却累計額	<u>391,464,495</u>	371,167,713
	ニ 構 築 物	235,178,370	
	減価償却累計額	<u>212,954,764</u>	22,223,606
	ホ 機 械 装 置	1,293,000	
	減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650
	ヘ 備 品	38,496,560	
	減価償却累計額	<u>30,652,275</u>	7,844,285
	有形固定資産合計		1,474,136,540
	(2) 無形固定資産		
	イ 電 話 加 入 権		757,600
	ロ その他無形固定資産		<u>0</u>
	無形固定資産合計		757,600
	(3) 投資その他の資産		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>
	投資合計		<u>30,020,000</u>
	固定資産合計		1,504,914,140
2	流動資産		
	(1) 現 金 預 金		1,930,215,224
	(2) 未 収 金		7,083,525
	(3) 前 払 金		0
	(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>
	流動資産合計		<u>1,938,298,749</u>
	資 産 合 計		<u>3,443,212,889</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 長期借入金		54,552,000	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金		199,265,312	
ロ 修繕準備引当金		3,743,853	
固定負債合計			257,561,165
4 流動負債			
(1) 長期借入金		27,272,000	
(2) 未払金		38,599,927	
(3) 預り金		1,089,531	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		15,360,073	
(5) その他流動負債		1,000,000	
流動負債合計			83,321,531
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,745,621,577		
(2) 収益化累計額	<u>942,153,069</u>	803,468,508	
繰延収益合計			<u>803,468,508</u>
負債合計			1,144,351,204

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工事負担金	800,000		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	100,000,000		
ハ 建設改良積立金	269,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>63,911,685</u>		
利益剰余金合計		<u>432,911,685</u>	
剰余金合計			<u>443,211,685</u>
資本合計			<u>2,298,861,685</u>
負債資本合計			<u>3,443,212,889</u>

別表3

令和4年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 令和4年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	12,800 回
(2) 年間輸送台数	345,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	320,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	65,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益	1,126,743	千円
第1項 営業収益	1,012,658	千円
第2項 営業外収益	114,085	千円
	支	出
第1款 事業費	1,124,986	千円
第1項 営業費用	1,099,996	千円
第2項 営業外費用	24,990	千円
第3項 予備費	0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額37,272千円は、過年度分損益勘定留保資金37,272千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	0	千円
	支	出
第1款 資本的支出	37,272	千円
第1項 建設改良費	8,000	千円
第2項 長期借入金償還金	27,272	千円
第3項 予備費	2,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	195,885 千円
(2) 交際費	200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト